

阪南市市民活動センター 運営業務受託候補者募集要項

令和7年11月

阪 南 市

この要項は、阪南市市民活動センター運営業務を委託するに当たり、業務を円滑に遂行するために最も適した事業者を契約候補者として選定することを目的として定める。

1. 基本的な事項

- (1) 件名 阪南市市民活動センター運営業務委託
- (2) 発注者 阪南市
- (3) 委託期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日
- (4) 業務内容 別紙「阪南市市民活動センター運営業務委託仕様書」のとおり
- (5) 実施方法 公募型プロポーザル
- (6) 予定価格 16,825,000 円(税込み)を上限とする。

※契約締結日の翌日から令和8年3月31日までの準備期間の費用は、受託者の負担とし、委託費用には含めません。

- (7) 契約方法 阪南市財務規則(平成13年阪南市規則第8号)の定めるところにより契約する。

2. 参加資格

- (1) 参加ができる者

本プロポーザルに参加しようとする者は、法人その他の団体(以下「法人等」という。)に限り(法人格は必須としないが個人は不可)、委託期間中に対象施設の管理運営を安全かつ円滑に実施できる能力を有する者とする。なお、複数の法人等で構成する共同体(以下「グループ」という。)による参加も可とする。

- (2) グループ参加について

- ① グループで参加する場合、構成員の中から代表団体を定めること。
- ② 契約は、代表団体および全構成団体を当事者とする(連帯して履行責任を負う)。
- ③ グループの代表団体および構成団体は、当該案件において単独参加を行うこと、または他のグループの構成団体となることはできない(1法人・1団体につき1参加限り)。
- ④ 参加書類提出後、代表団体及び構成員の変更は、原則として認めない。

- (3) 欠格事項について

次の各号のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加できない。グループで参加する場合は、各構成団体およびその代表者(代表者に準ずる地位にある者を含む)についてそれぞれ判定し、いずれかの構成団体又はその代表者が欠格要件に該当したときは、当該グループの参加を認めない。

- ① 阪南市入札参加停止要綱(平成13年阪南市訓令第12号)に基づく入札参加停止若しくは指名回避、又は阪南市公共工事等暴力団排除措置要綱(平成25年2月21日決裁)に基づく入札参加除外措置を受けている者
- ② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者
- ③ 成年被後見人(ただし、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができ、それを証明する医師の診断を提出できる者を除く。)
- ④ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11

条に規定する準禁治産者

- ⑤ 被保佐人(ただし、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)
- ⑥ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人(ただし、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)
- ⑦ 営業の許可を受けていない未成年者(ただし、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)
- ⑧ 公募開始の日から契約締結までの間に、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。)、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者、その他経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ⑨ 国税及び地方税を滞納している者
- ⑩ 阪南市暴力団排除条例(平成 24 年阪南市条例第 16 号)第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者等に該当する者
- ⑪ 代表者又は代表者に準ずる地位にある者が、本市の市議会議員、市長又は地方自治法第 180 条の 5 第 1 項及び第 3 項の委員会の委員である者
- ⑫ 代表者又は代表者に準ずる地位にある者が、日本国憲法施行の日以後に、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入したことがある者

3. 実施日程

公募開始	令和7年11月7日(金)
質疑書の提出期限	令和7年11月17日(月)
質疑に関する回答	令和7年11月21日(金)
参加申込期間	令和7年11月7日(金)～11月27日(木)午後5時まで
一次審査(書類審査)結果通知	令和7年12月3日(水)
提案書等の提出 ※一次審査選定者のみ	令和7年12月12日(金)午後5時まで
二次審査(プレゼンテーション)	令和7年12月17日(水)
審査結果の公表	令和8年1月13日(火)
契約締結	令和8年1月中旬(予定)
業務引継ぎ(準備期間)	契約日翌日～令和8年3月
本業務実施	令和8年4月1日～令和11年3月31日

4. 説明会

実施しない。参加申込書等の公募に関する資料・様式などは、本市ウェブサイトからダウンロードすること。

5. 質疑及び回答

① 提出方法

業務内容、提案方法等に質疑がある場合は、メールで質疑書（様式1）を提出し、送信後に電話連絡を行うこと。回答は、阪南市ウェブサイトへ掲載するが、質問のあった事業者名は公表しないものとする。

なお、質疑書は、本市ウェブサイトからダウンロードすること。

※電話や口頭による質疑は受付できません。

② 提出期限

令和7年11月17日（月）午後5時まで

③ 提出先

阪南市未来創生部市民共創課 担当：高木・橋口

メールアドレス：s-kyousou@city.hannan.lg.jp

④ 回答日

令和7年11月21日（金）

6. 参加申請等

参加を希望する場合は、次により参加申込書等を提出すること。

(1) 提出書類（基礎提出書類）

① 参加申込書（様式2）	1部
② 業務実績表（様式3）	1部
③ 業務体制表（様式4）	1部
④ 阪南市入札参加資格審査申請済確認書（様式5） ※阪南市入札参加資格審査申請要綱に基づく入札参加資格を有している者（「指名願」提出済者）のみ	1部
④の入札参加資格を有していない者は、①～③に加え、以下の⑤～⑫の書類を添付すること	
⑤ 使用印鑑届（様式6）	1部
⑥ 委任状（様式7）	1部
⑦ 誓約書（阪南市暴力団排除条例関係）（様式8）	1部
⑧ 誓約書（入札参加停止措置関係）（様式9）	1部
⑨ 【法人の場合】商業登記簿謄本（写し可） 【法人以外の団体の場合】（ア～エ 各1部ずつ） ア 団体規約（会則） イ 代表者選任を示す議事録等 ウ 役員・構成員名簿 エ 代表者の身元証明書（写し可）	1部

⑩ 印鑑証明書(写し可、法人以外の団体の場合は代表者個人)	1部
⑪ 納税証明書(写し可、ア～ウ 各1部ずつ) 【法人の場合】 ア 国税(税務署発行) ・法人税及び消費税(未納のない証明「その3の3」) イ 都道府県税(本社所在地の都道府県税事務所発行) ・法人事業税 ウ 阪南市民税 ※商業登記簿記載の本店の所在地が阪南市内にある者のみ a 法人市民税・固定資産税・軽自動車税 (阪南市役所税務課発行の未納のない証明) b 代表者の市(府)民税・固定資産税・軽自動車税 (代表者の市町村発行) 【法人以外の団体の場合】 ア 国税(税務署発行) ・代表者の所得税及び消費税(未納のない証明「その3の2」) イ 都道府県税(本社所在地の都道府県税事務所発行) ・代表者の個人事業税 ウ 阪南市民税 ※阪南市で事業を営み、代表者が阪南市住民である者のみ ・代表者の市(府)民税、固定資産税、軽自動車税 (阪南市役所税務課発行の未納のない証明)	1部
⑫ 【法人の場合】 財務諸表(直近1年間分) 【法人以外の団体の場合】 収支報告書(様式自由。直近1年間分)	1部

※商業登記簿謄本、身元証明書、印鑑証明書、納税証明書は、提出日から3か月以内のものとする。写しを提出した場合で、当該参加者が契約候補者となったときは、契約締結時までに原本を提出すること。

(2) グループ参加での提出書類

上記の基礎提出書類に加え、次を提出すること。

グループ結成届(様式11)

委任状(様式12)

※各構成団体の基礎提出書類(規約、代表者選任資料、役員・構成員名簿、身元・印鑑証明、財務資料等)は、各団体につき1部のみ提出し、グループ提出書類一式に編綴してください。同一書類の重複提出は不要です。

(3) 提出期間及び提出方法

① 提出期間 令和7年11月7日(金)から令和7年11月27日(木)まで。
ただし、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

② 提出方法 「12. 提出・問合せ先」へ持参又は郵送。ただし、郵送の場合は、提出

期間最終日の正午までに必着のものを有効とする。

7. 企画提案書等の作成及び提出

一次審査にて選定された者は、次により企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

① 提案書(様式10)に任意様式の提案資料を添付すること。

ア 仕様書に掲げる業務内容について、年度毎に KPI(重要業績評価指標)を用いて具体的な提案を行うこと。

イ 仕様書の業務内容を踏まえ、阪南市における市民活動の現状認識、課題分析を具体的にを行い、提案すること。

ウ 提案趣旨やアピールポイントなどを簡潔にわかりやすく記述すること。

エ その他PR及び独自提案についても適宜資料を添付すること。

② 業務工程表(任意様式)

業務工程と役割分担が具体的にわかるように提案すること。

③ 見積書(任意様式)

見積額は、消費税及び地方消費税を含む額とすること。

(2) 作成上の留意点

① 文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。

② 提案書等は、表紙、目次を除き、両面印刷とする。

③ 文書を補完するための写真、イラストの使用は任意とする。

④ 提案書等の印刷の色は、任意とする。

⑤ 提案書等の下段余白中央にページ番号を付すこと。

⑥ 使用言語は日本語とし、提案書等の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を付けること。

⑦ 任意様式の提案資料の表紙には、タイトル「阪南市市民活動センター運營業務委託」、提出年月日を記載し、正本には、社名(商号)、代表者氏名を記入の上、使用印を押印すること。

⑧ 見積書の正本には、社名(商号)、代表者氏名を記入の上、使用印を押印すること。

⑨ パンフレット類等を除き、A4サイズ縦長左綴じフラットファイル等により製本すること。

(3) 提出部数

① 正本 1部

② 副本 2部(参加者名を特定できる記載をしないこと)

③ CD-ROM等の電子媒体(提出書類(正本及び副本)をPDFに変換したもの)1枚

(4) 提出期間及び提出方法

① 提出期間 一次審査の審査結果通知後、令和7年12月12日(金)午後5時まで。 ただし、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

② 提出方法 「12. 提出・問合せ先」へ持参又は郵送。ただし、郵送の場合は、提出期間最終日の正午までに必着のものを有効とする。

(5) 参加に関する留意事項

① 受付期間以外は一切受付しません。また、受付期間終了後における提出書類の変更及び

追加は認めません。ただし、本市から指示した場合はこの限りではありません。

- ② メールによる参加は受付しません。
- ③ 提出書類は返却しません。なお、参加された書類については、阪南市情報公開条例の対象となりますのでご了承ください。(※個人情報に係る部分は除く)
- ④ 参加にかかる経費等は参加者の負担とします。
- ⑤ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ⑥ 参加受付後に辞退する場合は、その旨を辞退届(任意様式)により提出してください。なお、その場合も参加書類は返却しません。
- ⑦ 本市が提供した書類等は、参加目的以外に使用することを禁じます。
- ⑧ 運営受託者の決定後、運営受託者からの提出書類の著作権は、市に帰属し無償で使用できるものとします。
- ⑨ 参加者1団体等につき、参加は1回のみとします。複数の事業計画書を提出することはできません。

8. 審査項目及び配点等

(1) 一次審査（書類審査）評価基準（審査基準1）

審査項目	評価項目	配点
業務遂行能力	業務実績（様式 3 により評価） 仕様書の「Ⅳ 業務内容」に準じた業務の実績があるか	5
	業務体制（様式 4 により評価） 実施体制に無理がないか	10
合 計		15

(2) 二次審査（プレゼンテーション）評価基準（審査基準2）

審査項目		評価項目	配点
基本方針		申請理由や市民公益活動の捉え方、運営方針が明確となっているか	10
企画提案内容	相談・連携調整（コーディネート業務）	相談の受け方から記録・助言・必要な他機関の紹介・フォローまでの進め方が、分かりやすく具体的に示され実現可能となっているか。	15
企画提案内容	人材の育成業務	担い手の育成プロセスが、具体的に示され実現可能となっているか。	15
企画提案内容	連携・ネットワーク形成業務	交流の場づくりからマッチング・継続フォローまでの方法が、対象や頻度と合わせて具体的に示され協働の成果が見込めるか。	15

企画提案 内容	市の重点的取組（地域活性化・協働の推進）の推進）	市との役割分担を踏まえ、まちづくり協議会支援・アンバサダー連携・デジタル相談の進め方と成果の出し方が具体的に示され実現可能となっているか。	15
企画提案 内容	情報の収集・発信・登録管理業務	情報を集めて整理・発信する方法が、具体的に示され実現可能となっているか。	10
見積書		見積額が妥当であるか	5
合 計			85

9. 審査及び選定方法、結果等

(1) 一次審査(書類審査)

参加申込み者が4者以上の場合は、阪南市市民活動センター業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、審査基準1に基づき提出書類を審査し、審査点の合計点の上位3者を選定する。また、3者以下の場合は、参加申込み者全てを一次審査による選定者とする。

審査（選定）結果は、令和7年12月3日（水）までに、全ての参加者にメールにて通知する。

なお、審査結果等についての異議申立ては、一切受け付けない。

(2) 二次審査(プレゼンテーション)

一次審査により選定された者により、提出された提案書に基づき、二次審査としてプレゼンテーションを行う。なお、プレゼンテーションは、非公開とする。

① 実施日

令和7年12月17日（水）

詳細な実施日時については、各参加者に個別通知する。

なお、プレゼンテーションの実施順は、提案書の提出順とする。

② 実施場所

阪南市役所本庁3階 全員協議会室

実施場所は、変更する場合がある。変更する場合は、各参加者に個別通知する。

③ 所要時間

準備	5分以内
プレゼンテーション	20分以内
質疑・応答	20分程度

④ 内容

提案書の説明とする。

⑤ 出席者

3人以内とすること。

⑥ その他

ア プレゼンテーションで使用する資料は、提出された提案書のみとする。

イ 参加者名が特定できるプレゼンテーションを行わないこと。

ウ パソコン使用の場合は参加者が持参し、プロジェクター及びスクリーンは本市が用意する（事前の連絡が必要）。

(3) 契約候補者の選定

① 審査の手順

ア 審査基準1及び2に基づき、選定委員会において選考する。

一次審査、二次審査における合計得点が基準（60点以上）に達した者で、最高得点者から第1位及び第2位となる参加者を契約候補者として選定する。

なお、最高得点者が2者以上になった場合は、審査基準2の得点が高い者とし、更に同点の場合は、委員会の委員長が決定することとする。

イ 第1位の者とは、契約内容等について協議を行うこととする。

なお、第1位の者との協議の結果、合意に至らなかった場合等は、第2位の者と交渉を行うこととする。

ウ 一次審査、二次審査における合計得点が基準（60点以上）に達する参加者がいない場合は、候補者の選定を行わない。

② 審査（選定）結果

審査（選定）結果については、二次審査（プレゼンテーション）に参加した全ての者に文書により通知する。また、選定結果通知後、本市ウェブサイトで、契約候補者第1位及び第2位の者については得点を含めて公表する。

なお、審査（選定）結果等についての異議申立ては、一切受け付けない。

10. 契約の手続

(1) 仕様書及び契約候補者の提案書等の内容を基本に協議の上、阪南市財務規則に基づき契約を締結する。

(2) 原則として契約候補者の提案書等の記載内容を契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため必要な範囲において、契約候補者との協議により項目を追加、変更及び削除することがある。また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

(3) 上記(2)の調整後、契約候補者は、見積書を再度提出すること。

(4) 契約保証金は、下記の①～④の中から一つを選択するものとする。①～③を選択した場合は、契約金額の100分の10以上に相当する額とする。④を選択した場合は、本市が定める基準範囲において1名立てること。なお、契約金額が1千万円以下の場合、契約保証金は免除とする。

① 契約保証金（現金）

② 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証

③ 履行保証保険

④ 契約保証人

11 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費及び提出にかかる費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (3) 提案書等は、1 参加者につき 1 案とする。
- (4) 提出期限後の提案書等の修正又は変更は、原則として認めない。
- (5) 提案書等、本プロポーザルに係る全ての提出物は返却しないものとする。
- (6) 提案書等は、契約候補者の選定のために使用するが、情報公開請求があった場合、
阪南市情報公開条例（平成 12 年阪南市条例第 26 号）に基づく公開の対象となる。
- (7) 電子メールや郵送等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- (8) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ① 参加資格要件を満たさなくなった場合
 - ② 提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
 - ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ④ 見積額が予定価格を超えている場合
 - ⑤ プレゼンテーションに参加しなかった場合
 - ⑥ 選定の公平性を害する行為があった場合
 - ⑦ ①～⑥に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

12 提出・問合せ先

〒599-0292 阪南市尾崎町35-1 阪南市未来創生部 市民共創課 担当:橋口・高木 電 話:072-471-5678 FAX:072-473-3504 E-mail:s-kyousou@city.hannan.lg.jp
--